

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2024年5月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2024年5月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(特例措置)</u> 3 別記1(1)の市町村の区域東かがわ市及び伊方町において、2024年5月1日から2025年4月30日までの間に、当社が指定する方法でコース1にかかる光電話サービス契約の新規契約を行い、当社が別に定める条件を満たした光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、最低利用期間の起算日においてコース4の提供を受けていた場合を除きます。 (1) 月額料金について、光電話サービス契約の月額料金が課金される月から11ヶ月間に限り、0円とします。ただし、同一の契約者回線等にて光ネットサービスの提供を開始している光電話サービス契約者は、光ネットサービスの課金される月を本特例措置による減額期間の開始月とします。 (2) 他の減額措置により、光電話サービス契約の定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。 (3) 別の市町村へ契約者回線等の移転を行った場合、(1)の特例措置の適用は終了するものとします。</p>	